

TERMS OF USE

KOI SHARED BOX 1.2

KOI SHARED BOX1 ・ KOI SHARED BOX2 利用規約

広島のワクワクを創造する



広島電鉄



KOI SHARED BOX1・KOI SHARED BOX2 利用規約

本規約は、KOI PLACE 内のシェア型店舗 KOI SHARED BOX1 および KOI SHARED BOX2（以下、本施設）を運営する広島電鉄株式会社（以下、事業者）と本施設の利用者（以下、利用者）との間で、利用に関する条件、ルール等を定めたものです。利用者は本規約の内容を十分に理解し、承諾したうえで自らの判断と責任において、本施設を利用してください。

（１）本施設の利用目的

本施設の利用目的は、原則として「食品・飲料の調理、製造または加工」「食品・飲食の販売」「そのほか物品の販売」とします。

販売する物品については、利用者登録（（３）利用条件を参照）の際に事業者にて審査を行います。KOI PLACE の場にふさわしくないと販売を認められない場合もあります。

（２）本施設の詳細

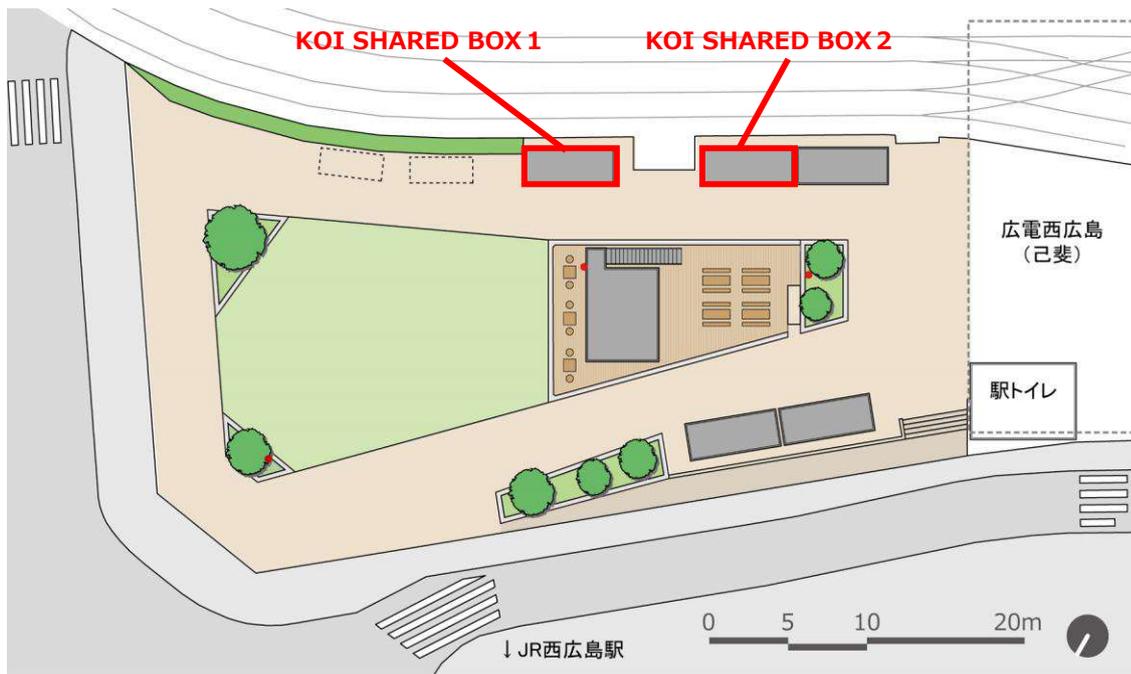
本施設の詳細は以下の通りです。以下の記載内容と現地状況が異なる場合は現地状況の通りとしますので、利用者登録を行う前に現地の下見を行うようにしてください。

- ・本施設は、事業者が運営する施設「KOI PLACE（広島市西区己斐本町 1 丁目 18-3）」内の 2 つの店舗区画で、キッチン機能があり、面積はそれぞれ約 12 m²です。
- ・本施設は飲食店営業許可および菓子製造許可を取得しており、食品・飲料の調理・製造・加工や、カフェ等の「飲食店営業」としての利用が可能です。また、調理済みの食品を販売するのみ（ここでの調理は行わない）とすることや、食品以外の商品を販売することも可能です。
- ・事業者側で用意する備品は下図に記す設備のみであり、ガスコンロや冷蔵庫等は家庭用の製品です。食材、調味料、消耗品、看板など必要なものは利用者側でご用意ください。
- ・本施設の電気容量は以下の通りです。著しく電気を使用する器具等を持ち込む場合は事前に事業者にご相談ください。

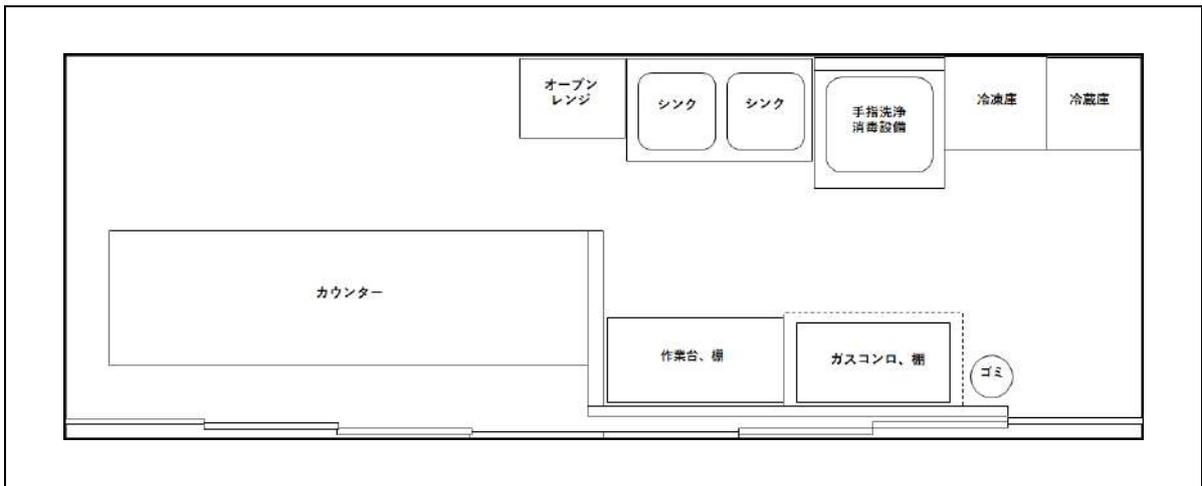
KOI SHARED BOX1	100V コンセント（1,500W）… 2口×9 か所
KOI SHARED BOX2	100V コンセント（1,500W）… 2口×6 か所

- ・本施設には有線のインターネット回線はありません。

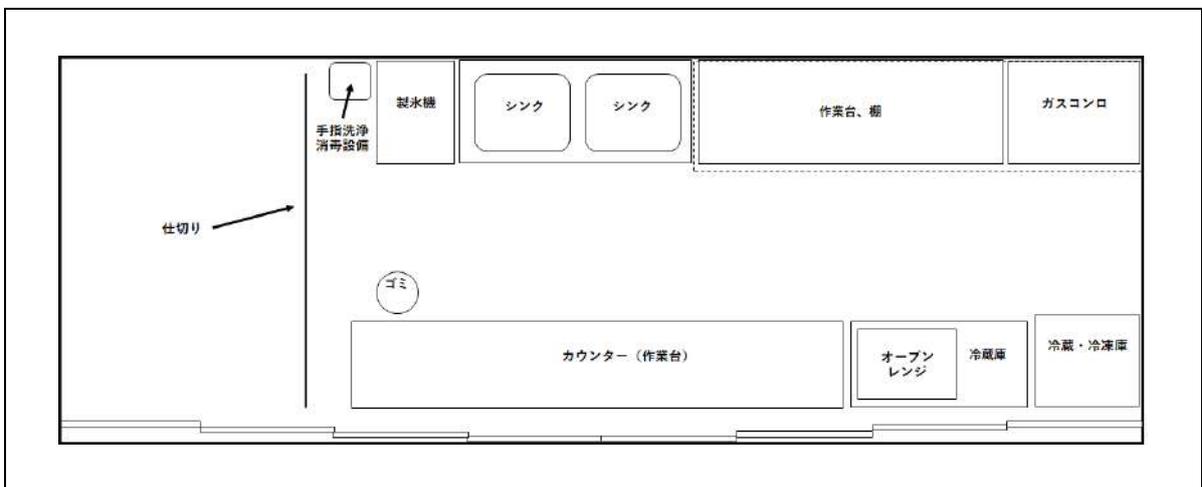
【本施設の所在地】



【KOI SHARED BOX1 の内部】



【KOI SHARED BOX2 の内部】



(3) 利用条件

1) 利用者登録

- ・本施設の利用には利用者登録のうえ利用料の支払いが必要です。①問合せ ⇒ ②現地内覧・本規約の確認 ⇒ ③利用者登録申請 ⇒ ④審査 ⇒ ⑤利用者登録 ⇒ ⑥利用料支払い ⇒ ⑦翌月の月初から利用開始 との流れになります。
- ・利用者登録時には KOI SHARED BOX1 または KOI SHARED BOX2 のどちらかをお選びください。
- ・本施設で食品・飲料の調理販売または菓子製造を行う場合は、食品衛生責任者または同等以上の資格が必要です。また、調理販売・製造を行う場合は生産物賠償責任保険（PL 保険）への加入が必要です。これらは利用者登録の際に確認します。
- ・利用者登録時には出店内容（販売する物品の内容等）を記入してください。登録した出店内容を無断で大幅に変更することはできません。また、販売する物品の内容によっては利用者登録を見合わせる場合があります。
- ・未成年者は利用者登録することができません。
- ・暴力団その他反社会的勢力の構成員は利用者登録することができません。
- ・登録内容に変更が生じた場合は、速やかに事業者に連絡してください。

2) 利用料

- ・利用料は以下の通りです。毎月月末までに翌月分の利用料を下記口座にお振込みください。

利用料の金額	月額 22,000 円（税込） ・毎月月末までに翌月分を振り込む（振込手数料は利用者で負担） ・利用料には水道・電気・ガスの料金を含む
利用料の振込先	金融機関名：広島銀行 支店名：本店 口座種類：当座 口座名義人：ヒロシマケンテツカ 金融機関コード：0169 支店コード：001 口座番号：651559

- ・利用料の起算日は、利用者登録を行った翌月の月初とします。
- ・利用者の責めに帰す事由により既定の利用時間を超過した場合は、延長料金（10 分あたり 300 円）を別途請求することがあります。

3) 利用日と利用時間

- ・利用者は本施設を 1 か月あたり 5 日間を上限に利用できます。利用日の予約は先着順とし、予約可能期間は、利用日の 2 か月前の月初から 2 週間前までの間とします。1 か月で 5 日未満の利用となった場合でも、利用料の減額・返金や、利用枠の翌月への繰越はできません。
- ・本施設の利用時間は 9:00～21:00 です。時間外の利用は事業者が事前に承認した場合に限り可能とします。
- ・利用時間内で準備・営業・撤収の全てを完了させてください。すなわち、9:00 以降に開錠して搬入を開始し、営業後は片づけ・清掃のうえ、21:00 までに撤収を完了して施錠してください。鍵はキーボックスでの貸出し・返却とします。片づけ・清掃については「7) 利用終了時」を参照してください。

4) 調理の内容

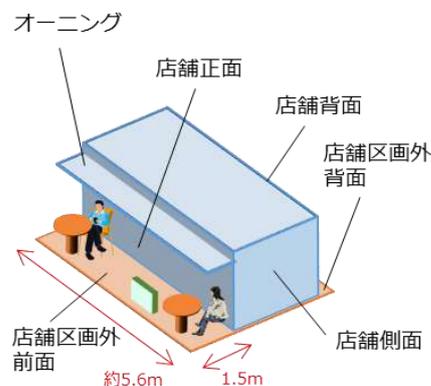
- ・本施設は複数の利用者でキッチンシェアするものであり、調理においても他の利用者への配慮を欠かさないう

にしてください。

- ・ 残臭の強い調理、室内に汚れが飛散する調理、大量の煙が発生する調理はできません。
- ・ 魚介類の処理は必ずシンク内のみで行い、アラや汁を床や壁に付けないよう注意してください。
- ・ 油を大量に使う場合は、シンクに流さず、油を固める溶剤等をご自身で用意して処理してください。
- ・ 著しく電気を使用する器具等を持ち込む場合は事前に事業者にご相談ください。

5) 店舗情報の掲示および屋外利用

- ・ 店舗情報の掲示（チラシやメニュー表を貼る等）は、窓面（店舗正面・店舗側面）およびカウンターにおいて、跡が残らないテープ等を使用することを条件に可能とします。店舗背面および屋根には掲示できません。
- ・ 屋外の建物前（奥行き 1.5m 以内、幅約 5.6m）には利用者が持ち込んだイスや看板類（ポスターパネルや A 型看板は設置可、のぼりは設置不可、その他は要相談）を設置できます。配置にあたっては、風対策を行い、店舗前面の歩行者の往来を妨げないよう配慮してください。屋外での調理はできません。
- ・ 建物背面は原則として使用禁止とします。
- ・ 上記にない事項については事業者に対し個別にご相談ください。



6) 利用時間中

- ・ 利用時間中は本施設内に常駐し、利用者自身の責任のもとで防災・防犯等の安全管理を行ってください。
- ・ ガスを使用する際は十分に換気をしてください。
- ・ 本施設、備え付けの備品や外構を毀損・汚損・紛失した場合は、速やかに事業者申し出てください。

7) 利用終了時

- ・ 本施設の利用終了時には、利用者自身で本施設の片づけ・清掃等の原状回復作業を行い、使用した備品等を元の場所へ戻してください。
- ・ 次の利用者が衛生的に利用できるよう、清掃にあたっては、床の掃き掃除（床に水を流すことはできません）、カウンターやテーブル等の拭き掃除、アルコール除菌などを行ってください。特に作業台やシンクの洗浄は入念に行ってください。
- ・ 利用者が持ち込んだ商品・器具・食材等は、利用終了時に全て持ち帰ってください。
- ・ 本施設に利用に伴い生じたゴミは利用者自身で処分し、利用終了時にゴミを残さないようにしてください。KOI PLACE 内のゴミ箱への投棄はできません。
- ・ HACCP 管理の制度化に伴い、飲食販売で本施設を利用する際は、施設内備付の「一般的衛生管理実施記録及び重要管理の実施記録」への記入を必ず行ってください。
- ・ 原状回復が完了し利用が終了したら、水道蛇口やガス栓を閉め、照明やエアコンの電源を切り、施錠して鍵をキーボックスに返却してください。冷蔵庫の電源は切らないでください。
- ・ 毎月月末に、売上等の営業状況報告を行ってください。

8) 車両の進入

- ・ KOI PLACE に駐車場はありません。搬出入のための敷地内での一時的な駐車のみ許可します。

- ・人工芝は車両の重量に対応していません。芝の部分には乗り入れないでください。舗装部分の汚れ防止のため、ハンドルの据え切りは避けてください。
- ・敷地への車両の進入は下図のように北側からとし、JR西広島駅側からの進入は禁止します。



9) 解約

- ・解約する場合は、解約希望月の前月の月末までに事業者へ連絡してください。月の途中で解約した場合でも利用料の減額・返金はいりません（例えば解約日を7月1日とした場合でも、7月分の利用料を全額お支払い頂きます）。
- ・事業者の都合により本施設の運用を終了する場合も解約となります。運用を終了する場合は、終了日の3か月前までに事業者から利用者に通知します。

(4) 制限事項

1) 禁止行為

本施設の利用にあたり、以下の行為は禁止します。事業者が以下の行為に該当すると判断した場合は、利用中止を指示し利用者登録を抹消することがあります。

- ア) 法令又は公序良俗に反する行為
- イ) 法令又は公序良俗に反する商品（盗品、偽ブランド品、違法コピーソフト等）の販売または展示、KOI PLACEの場にふさわしくない商品（成人向け商品等）の販売または展示
- ウ) 虚偽の内容での利用者登録
- エ) 利用者登録時に記載した出店内容と著しく異なる内容での利用
- オ) 必要な資格等を満たさない状態での利用
- カ) 利用者の責めに帰す事由により規定の利用時間を超過して利用し、かつ事業者の改善指導に従わない
- キ) 本施設、備え付けの備品や外構等の、毀損・汚損・紛失・持ち去り
- ク) 残臭の強い調理、室内に汚れが飛散する調理、大量の煙が発生する調理、大量の油をシンクに流す行為
- ケ) 火災、爆発その他危険を生じるおそれのある行為や、危険物の持ち込み
- コ) 利用終了時の原状回復が不十分であり、かつ事業者の改善指導に従わない

- サ) 動物の持ち込み（厨房へは盲導犬・補助犬を含む一切の動物の持ち込みができません）
- シ) 本施設内への児童（満 15 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日が終了するまでの者）の立ち入り
- ス) 本施設利用時以外に製造した商品に対し、本施設で製造したかのように表示する行為
- セ) 騒音・大声・悪臭・発煙など、周囲に迷惑又は不快感を及ぼす行為
- ソ) 他の利用者の営業を妨害する行為
- タ) KOI PLACE 敷地内での喫煙（電子タバコを含む）
- チ) 暴力団その他反社会的勢力の構成員または関係者による利用
- ツ) 宗教活動・政治的な活動・悪質商法に関わる活動、それら活動に関わる物品の販売
- テ) 本規約「（3）利用条件」に反する行為
- ト) その他、管理運営上の支障があると事業者が判断する行為

2) 承認行為

本施設の利用にあたり、以下の行為は原則として禁止しますが、事業者が事前に承認した場合は可能とします。承認のないまま以下の行為がなされていると事業者が判断した場合は、利用中止を指示し利用者登録を抹消することがあります。

- ハ) 本施設内での鋸・釘うちや、糊や粘着テープを貼る行為
- ヒ) 発電機の設置、屋外での照明・音響機器の設置
- フ) 車両（自転車や荷車を含む）の乗り入れ（ただし搬入出のための一時的な駐車は承認なく可能です）

(5) 免責および損害賠償

- ・利用者が本施設に持ち込んだ物（貴重品を含む）の毀損・汚損・盗難等の事故について、事業者は一切の責任を負いません。持ち込んだ物は責任を持って管理してください。
- ・調理中の事故・怪我・食中毒等のトラブルに関して、事業者は一切の責任を負いません。販売する商品に関する責任は利用者自身に生じます。安全衛生面には十分注意し、トラブルや苦情等が生じた場合は責任を持って対応してください。
- ・利用にあたっては、関係する法令を遵守してください。また、行政当局等への届出等の手続きが必要になる場合は、利用者側で必要な手続きを行ってください。届出等の手続きの不備により利用が不可能となった場合、事業者はその責を負いません。
- ・利用者が（4）で定める禁止行為・承認行為に違反したことで、事業者に損害が生じた場合、利用者は損害を賠償するものとします。
- ・利用者が（4）で定める禁止行為・承認行為に違反したことで、利用中止や利用者登録抹消となり利用者側に損害が生じた場合、事業者はその損害を賠償せず、支払い済みの利用料の返金も行いません。
- ・保健所からの指導・注意・営業停止等によって事業者に損害が生じた場合、その原因となった利用者は損害を賠償するものとします。
- ・利用者が利用終了時に施錠をしなかったことにより本施設や備品に損害が生じた場合、利用者は損害を賠償するものとします。
- ・利用者が利用終了時に本施設内（冷蔵庫内を含む）に物を残置した場合、事業者は利用者が放棄したものとみなし予告なくこれを処分することがあります。この場合、利用者に損害が生じたとしても事業者は賠償を行いません。

- ・車両の進入に伴い事故等が発生した場合、事業者はその責を負いません。また、車両の進入に伴い本施設または外構に破損・汚損等の損害が発生した場合、利用者は損害を賠償するものとします。
- ・事業者が、天変地異等 事業者の責に帰さない事由により KOI PLACE を休業したことで本施設を利用できなかった場合、利用者側に生じる損害（食材が傷んだ、販売機会を逃した等）について事業者は責を負いません。ただし、この場合の利用料の扱いは別途定めることとします。

（６）その他の事項

- ・利用者登録の際に記入頂いた個人情報は、事業者が個人情報保護基本方針に基づき適切に管理します。
【広島電鉄 個人情報保護基本方針】 <https://www.hiroden.co.jp/company/csr/privacy.html>
- ・事業者が利用の様子（商品を含む）を撮影し、記録・報告としてホームページや印刷物に使用することがあります。
- ・事業者（広島電鉄）または関連する主体が本施設を利用する場合の条件等は、上記（１）～（５）によらず別途定めることとします。
- ・KOI PLACE で行われるイベントにより、本施設の利用に制約が生じることがあります。
- ・情勢の変化などのため、予告なく本規約を変更することがあります。規約変更時点で登録済みの利用者に対しては、事業者が変更内容等を個別に説明します。

（７）お問い合わせ先

■ 広島電鉄株式会社 不動産事業本部 不動産企画部 不動産運用グループ

- ・メール：chintai@hiroden.co.jp（担当：池田）

受付時間：平日 9:00~18:00

以上